

令和7年4月8日

保護者の皆様

糸島市立可也小学校

校長 三宅 孝一

## 学校への携帯電話の持ち込みについて

春和の候、保護者の皆様には、ますますご健勝のことと拝察いたします。  
さて、お子様の安全確保のために、携帯電話等をお子様を持たせたい保護者もいます。  
そこで、下記のとおり、携帯電話の持ち込みについてルールを設定し、運用することとしています。

- 携帯電話の学校への持ち込みは、糸島市の小学校では原則禁止です。
- ただし、携帯電話を安全確認のために学校を持たせたい場合は、以下の約束に同意した上で、下の「携帯電話持ち込みについての届出書」を提出してください。  
**※「届出書」は年度毎に提出していただくようになっています。**

- ① 学校校舎内での使用はしません。また、GPSの位置確認や緊急時の連絡受信が主な目的のため、緊急時以外は発信しません。
- ② 学校ではカバンから出さないようにし、マナーモードにします。
- ③ フィルタリング機能を必ず設定します。
- ④ 緊急時の連絡の際でも、下校前であれば学校の電話を利用します。
- ⑤ 守れない場合には、持ち込みはしないようにします。
- ⑥ 破損や紛失の場合については、個人の責任とします。

----- 切り取り ✕ -----

## 令和7年度 携帯電話持ち込みについての届出書

糸島市立可也小学校

校長 三宅 孝一 様

携帯電話の持ち込みについて、上記の約束に同意した上で、届出をします。

年 組 児童名

保護者名

印